

○大府市指名資格審査要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、指名競争入札及び一般競争入札の公正かつ的確な執行を確保するため、入札に参加する者の資格審査、指名競争入札における入札者及び随意契約における見積者（以下「指名業者」という。）の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査に関し、大府市契約規則（昭和46年大府市規則第5号。以下「契約規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(大府市指名資格審査委員会)

第2条 入札に参加する者の資格審査、指名業者の選定等を行うため、大府市指名資格審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 入札に参加する者の資格審査に関すること。
- (2) 工事施行業者の等級の格付及び発注基準の決定に関すること。
- (3) 第13条第2項本文に規定する指名業者の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査に関すること。
- (4) 契約規則第21条に規定する指名基準に関すること。
- (5) 指名業者の指名停止及び指名見合せに関すること。
- (6) 一般競争入札に際し付託された事項
- (7) 大府市優良建設工事業者表彰の対象者の選定に関すること。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、入札及び指名業者に関する重要な事項

(組織)

第4条 委員会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

2 委員長は副市長を、副委員長は総務部長をもって充てる。

3 前項の規定にかかわらず、副市長を2人選任した場合には、委員長は大府市副市長の事務分担等に関する規則（令和3年大府市規則第2号。以下「分担規則」という。）

第2条第1項第1号に掲げる事務を担当する副市長を、副委員長は分担規則第2条第1項第2号に掲げる事務を担当する副市長をもって充てる。

4 委員は、企画政策部長、総務部長（前項の場合に限る。）、市民協働部長、福祉部長、健康未来部長、都市整備部長、産業振興部長、水と緑の部長及び教育部長をもって充てる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議は、毎週月曜日に開催することを常例とする。ただし、委員長が必要ないと認め

るときは、開催しないことができる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 委員長は、会議において必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見を聴くことができる。

6 会議は、公開しない。

(指名競争入札の資格審査)

第7条 契約規則第23条において準用する第5条第2項の規定による審査は、委員会の資格審査を経て行うものとする。

2 委員会は、契約規則第20条の規定により公示された申請の方法に基づき提出された指名競争入札参加資格審査申請書(以下「資格申請書」という。)により、資格審査を行うものとする。

3 前項の資格審査は、資格申請書の提出期限の日の翌日から起算して60日以内にしなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、委員長が必要と認めるときは、資格審査終了後、新たに提出された資格申請書に係る資格審査を、委員会に付することができる。

(一般競争入札の資格審査)

第8条 契約規則第5条第2項の規定による審査は、委員会の資格審査を経て行うものとする。

2 一般競争入札の資格審査について必要な事項は、別に定める。

(工事施行業者の資格審査の特例)

第9条 第7条の規定による資格審査に合格した工事施行業者については、建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の27の規定による経営規模等評価の結果の通知(以下「経営規模等評価結果通知」という。)及び大府市から請け負った工事の工事成績評定の結果(以下「工事成績評定」という。)により、さらに資格審査を行うものとする。

(工事施行業者の等級の格付)

第10条 委員会は、経営規模等評価結果通知、工事成績評定その他経営に関する事項により、工事施行業者の等級の格付を決定する。

2 工事施行業者の等級の格付基準は、別表第1のとおりとする。

3 委員会は、第1項の規定により決定した等級の格付に基づき、工事施行業者等級格付名簿を作成する。

4 工事施行業者の等級の格付は、2年に1回更新し、その有効期間は、等級の格付が決定された日の翌日から新たに等級の格付が決定される日までとする。

(工事施行業者の発注基準)

第11条 工事施行業者の等級の格付に応じた発注基準は、別表第2のとおりとする。

(市内の工事施行業者の特例)

第12条 市内の工事施行業者のうち、経営規模等評価結果通知、工事成績評定その他経営に関する事項を考慮して適当と認めるものについては、別に定めるところにより発注基準の全部又は一部について上位の格付等級と同等の取扱いをすることができる。

2 市内の工事施行業者に限り、1 等級下位（A 格付業者においては 2 等級下位）に格付された等級の工事に指名業者として選定することができる。

（指名業者の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査）

第 13 条 入札に関する事務を統括する課等の長（以下「入札統括課長」という。）は、次に掲げる指名競争入札及び随意契約について、指名業者の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査を行う。ただし、第 2 号、第 4 号及び第 5 号に規定するものは、指名業者の選定に限り行う。

- (1) 工事に係るもの
- (2) 委託に係るもの
- (3) 物品購入に係るもの（大府市財産管理規則（昭和 46 年大府市規則第 4 号）第 25 条の 2 第 2 項の規定により直接購入するときを除く。次項において同じ。）
- (4) 修繕に係るもので 1 件の設計金額が 100 万円を超えるもの
- (5) 事務機器の賃貸借に係るもの

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる指名競争入札及び随意契約については、委員会が指名業者の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査を行う。ただし、非常災害等の緊急を要するときは、入札統括課長が指名業者の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査を行うことができる。

- (1) 工事に係るもので 1 件の設計金額が 500 万円を超えるもの
- (2) 委託に係るもので 1 件の設計金額が 500 万円を超えるもの
- (3) 物品購入に係るもので 1 件の購入予算額が 500 万円を超えるもの
- (4) 修繕に係るもので 1 件の設計金額が 500 万円を超えるもの
- (5) 事務機器の賃貸借に係るもので 1 件の設計金額が 500 万円を超えるもの

3 前項ただし書の規定により指名業者の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査を行った場合は、入札統括課長は、速やかに、委員会に報告するものとする。

4 第 1 項及び第 2 項の規定による指名業者の選定に当たり、入札統括課長は、指名業者選定調書を作成するものとする。

5 入札統括課長は、第 2 項本文の規定により委員会が指名業者の選定を行う場合は、次条第 1 項の規定に該当するときは指名業者の数に 3 者を加えた数で、同条第 2 項各号の規定に該当するときは当該業者数で指名業者選定調書を作成し、委員会に提出するものとする。

6 前各項に規定するもののほか、指名業者の選定並びに予定価格及び最低制限価格の審査について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

（指名業者の数）

第 14 条 選定すべき指名業者の数は、別表第 3 のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の指名業者の数は、当該各号に定める数とする。

- (1) 契約規則第 23 条において準用する第 5 条第 3 項の規定により作成された指名競争入札の資格を有する者の名簿に登載された業者数（以下「登載業者数」という。）が前項の規定による選定すべき指名業者数に満たないとき 当該登載業者数
- (2) 一の業者の他に類似の業者がないとき、又は特別の理由があるとき 1

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表第1（第10条関係）

格付基準

工事の種別	格付等級	総合評定値
土木一式工事	A	900以上
	B	600以上900未満
	C	600未満
建築一式工事	A	900以上
	B	600以上900未満
	C	600未満
ほ装工事	A	900以上
	B	700以上900未満
	C	700未満
管・水道施設工事	A	700以上
	B	500以上700未満
	C	500未満
とび・土工工事	A	700以上
	B	500以上700未満
	C	500未満
その他の業種工事	A	700以上
	B	500以上700未満
	C	500未満

別表第2（第11条関係）

発注基準

工事の種別	格付等級	設計金額（消費税を含む。）
土木一式工事	A	1億円超
	A・B	1,000万円超1億円以下
	B・C	1,000万円以下
建築一式工事	A	3億円超
	A・B	3,000万円超3億円以下
	B・C	3,000万円以下
ほ装工事	A	5,000万円超
	A・B	1,000万円超5,000万円以下
	B・C	1,000万円以下
管・水道施設工事	A	5,000万円超
	A・B	1,000万円超5,000万円以下
	B・C	1,000万円以下
とび・土工工事	A	5,000万円超
	A・B	1,000万円超5,000万円以下
	B・C	1,000万円以下
その他の業種工事	A	5,000万円超
	A・B	1,000万円超5,000万円以下
	B・C	1,000万円以下

別表第3（第14条関係）

指名業者の数

	工 事 ・ 修 繕		委 託 事務機器賃貸借	物品購入	指 名 業者数
	建築一式工事	土木一式工事 その他			
設計金額・ 購入予算額	900万円以下	300万円以下	200万円以下	100万円以下	3以上
	900万円超 3,000万円以下	300万円超 1,000万円以下	200万円超 1,000万円以下	100万円超 500万円以下	5以上
	3,000万円超 5億円以下	1,000万円超 1億5,000万円以下	1,000万円超 1億円以下	500万円超 5,000万円以下	7以上
	5億円超	1億5,000万円超	1億円超	5,000万円超	9以上